東京都重複多剤服薬管理指導事業実施要領

令和2年5月28日2福保保国第258号

1 目的

本要領は、令和2年5月22日付2福保保国第195号「東京都重複多剤服薬管理指導 事業実施要綱」(以下「要綱」という。)に基づく東京都重複多剤服薬管理指導事業に係る 基本的な事項を定めるものである。

2 事業実施方法

本事業は、以下の手順により実施する。

(1)対象者の抽出

都が指定する区市町村(以下「モデル区市町村」という。)は、以下の標準的な基準に基づき、対象者の抽出及び対象者リストの作成を行う。

【服薬管理・指導等を行う対象者】

この要領において、対象者は以下の基準を標準とする。ただし、ウ及びエについては、 対象者数等を勘案の上、モデル区市町村が適当と認める基準によることができる。

- ア モデル区市町村における国民健康保険の被保険者であること
- イ 対象者のかかりつけ医及びかかりつけ薬局が全てモデル区市町村内にあること
- ウ 事業実施年の連続した3か月間に、10剤以上の薬剤を処方されている月が2か 月以上ある者
- エ 事業実施年の連続した3か月間に、複数医療機関から同一薬効の薬剤を2種類以上処方されている月が2か月以上ある者

(2) 対象者への通知及び同意

モデル区市町村は、対象者に対して本事業の内容を案内するとともに、服薬管理・指導等の実施及び対象者の個人情報をかかりつけ医やかかりつけ薬局等の関係医療機関及び関係団体に提供することについて対象者本人からの同意を得る。

(3) かかりつけ医への連絡

モデル区市町村は、(2)で同意を得た対象者のかかりつけ医に対して、服薬管理・ 指導等を実施する旨を連絡する。

(4)公益社団法人東京都薬剤師会(以下「薬剤師会」という。)への服薬管理・指導等対象者リストの送付

モデル区市町村は、薬剤師会に対して(2)で同意を得た対象者リストを送付する。

(5) 服薬管理・指導等

服薬管理・指導等は主に、薬剤師会が指定した薬局・薬剤師が実施する。ただし、モデル区市町村は、必要に応じて薬局・薬剤師と連携して、服薬管理・指導等を行うこと

ができる。

(6) 効果検証

モデル区市町村は、対象者の診療報酬明細書等の情報に基づき、医療費削減効果額等について効果検証を行う。その後、都に対して、別に定める日までに様式1により、服薬管理・指導等の結果及び効果検証の結果を報告する。

3 モデル区市町村の指定基準

モデル区市町村は、以下の(1)から(3)までの指定基準を満たすことを条件とする。

- (1)「2 事業実施方法」に基づき、事業を着実に実施できると認められること。
- (2)被保険者の個人情報の取扱いについて、区市町村の個人情報保護条例等に基づき適切な措置を講じること。
- (3) 地区医師会、地区薬剤師会及び区市町村内の関係部署(介護保険所管部署、障害者所管部署、自立支援医療所管部署)等と連携を図ること。

4 費用負担等

都は、薬剤師会に対する委託費用を負担する。その他の対象者抽出、通知及び効果検証 費用は、モデル区市町村の負担とする。

なお、本事業を実施するためにモデル区市町村が要した費用については、国民健康保険特別会計事業勘定(款)保健事業費から支出すること。

5 その他

- (1) 事業の計画段階から、東京都国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会を活用すること。
- (2) 本要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

6 附 則

この要領は、令和2年5月28日から施行する。